

平成 23 年 9 月 27 日

神戸港港湾審議会  
会長 吉川 和広 様

神戸港港湾管理者 神戸市  
代表者 神戸市長 矢田立郎



神戸港港湾計画（一部変更）について（諮問）

港湾法第 3 条の 3 第 3 項の規定に基づき、神戸港港湾計画の一部変更について、貴会の意見を求めます。

# 神戸港港湾計画書(案)

— 一部変更 —

平成 23 年 10 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年3月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

# 目 次

変更理由 .....	1
1 港湾の効率的な運営に関する事項 .....	2
2 その他重要事項 .....	4

## 変更理由

1. 民間の能力を活用し、港湾の一体的かつ効率的な運営の促進を図るため、六甲アイランド地区及びポートアイランド（第2期）地区に効率的な運営を特に促進する区域を計画する。
2. 都心に近接した立地を活かし、「デザイン都市・神戸」にふさわしい都心ウォーターフロントとして、再開発を進めるため、新港突堤西地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

# 1 港湾の効率的な運営に関する事項

## 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船等により運送される貨物等を取扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

### [効率的な運営を特に促進する区域]

#### 六甲アイランド地区

水深15m	岸壁1バース	延長350m	(コンテナ船用)	[既設] RC-7
水深14m	岸壁3バース	延長1,230m	(コンテナ船用)	[既設] RC-4, 5, 6
水深13m	岸壁1バース	延長260m		[既設] RW-B
水深9m	岸壁1バース	延長266m	(フェリー用)	[既設] RF-2
水深8.5m	岸壁1バース	延長238m	(フェリー用)	[既設] RF-3
水深7.5m	岸壁1バース	延長193m	(フェリー用)	[既設] RF-1
水深7.5m	岸壁2バース	延長260m		[既設] RS-B, C
埠頭用地	85ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)		[既設]

#### ポートアイランド(第2期)地区

水深16m	岸壁4バース	延長1,550m	(コンテナ船用)	[既設] PC-15(E), 16, 17, 18(E)
水深15m	岸壁4バース	延長1,400m	(コンテナ船用)	[既設] PC-13, 14, 15(N), 18(S)
(うち350m工事中)				

水深12m 岸壁 2 バース 延長480m [既設] P I - I, J  
水深7.5m 岸壁 1 バース 延長130m [既設] P I - L  
埠頭用地 110ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]  
(うち16ha工事中)

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

#### 既定計画

[効率的な運営を特に促進する区域 (特定国際コンテナ埠頭)]

ポートアイランド (第2期) 地区

水深15~16m 岸壁 4 バース 延長1,550m (コンテナ船用)

[既設・工事中] P C - 1 5 (E), 1 6, 1 7, 1 8 (E)

水深15m 岸壁 3 バース 延長1,050m (コンテナ船用)

[既設・工事中] P C - 1 4, 1 5 (N), 1 8 (S)

水深12m 岸壁 2 バース 延長480m [既設] P I - I, J

埠頭用地 95ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち28ha工事中)

## 2 その他重要事項

### 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、再開発における係留施設と背後用地が一体となったにぎわい空間の創出を検討するため、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

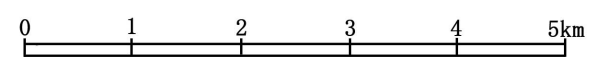
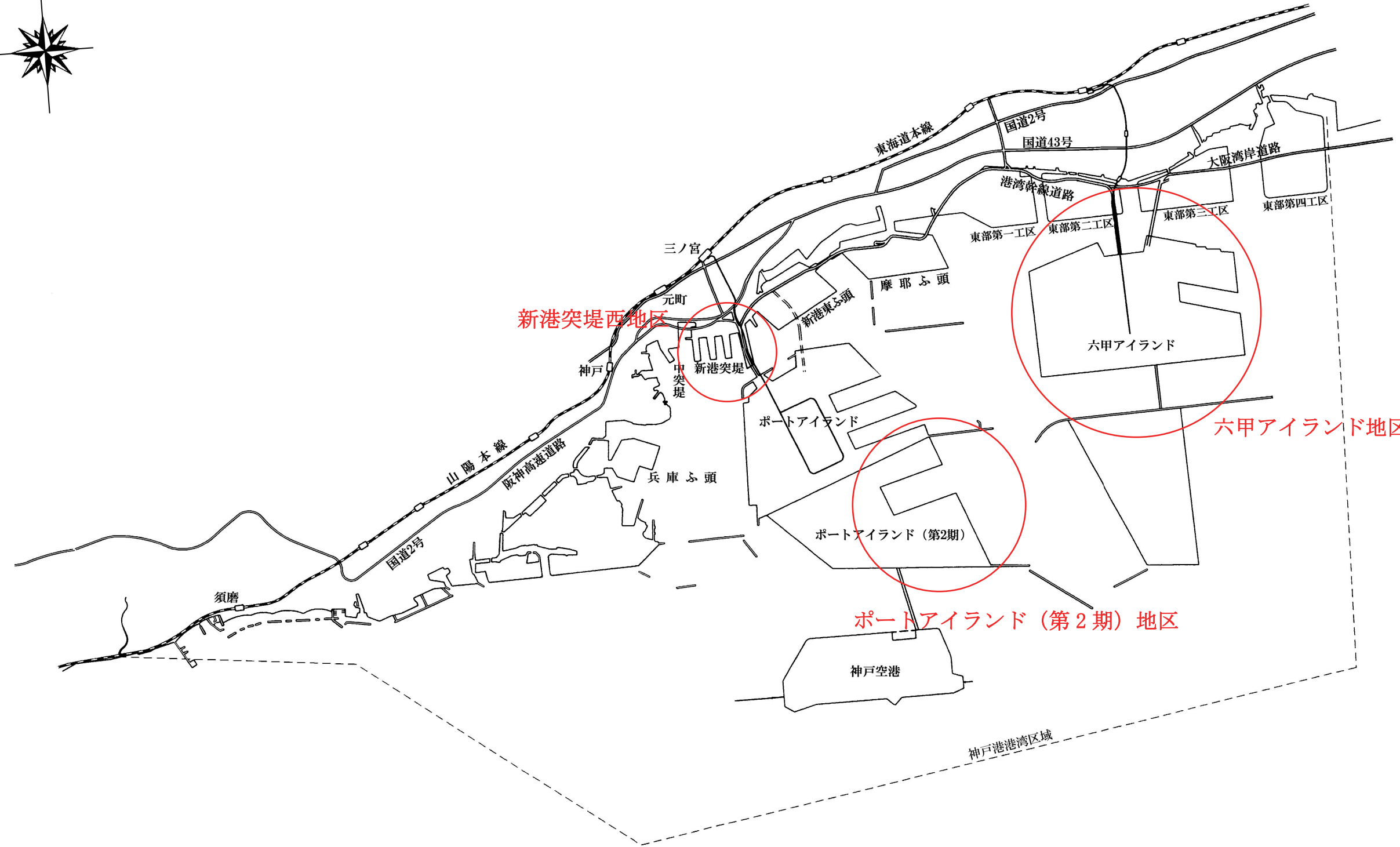
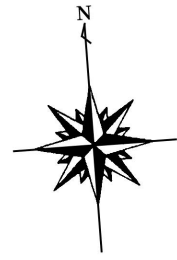
#### [利用形態の見直しの検討が必要な区域]

新港突堤西地区全域を利用形態の見直しの検討が必要な区域として設定する。



# 神戸港港湾計画位置図

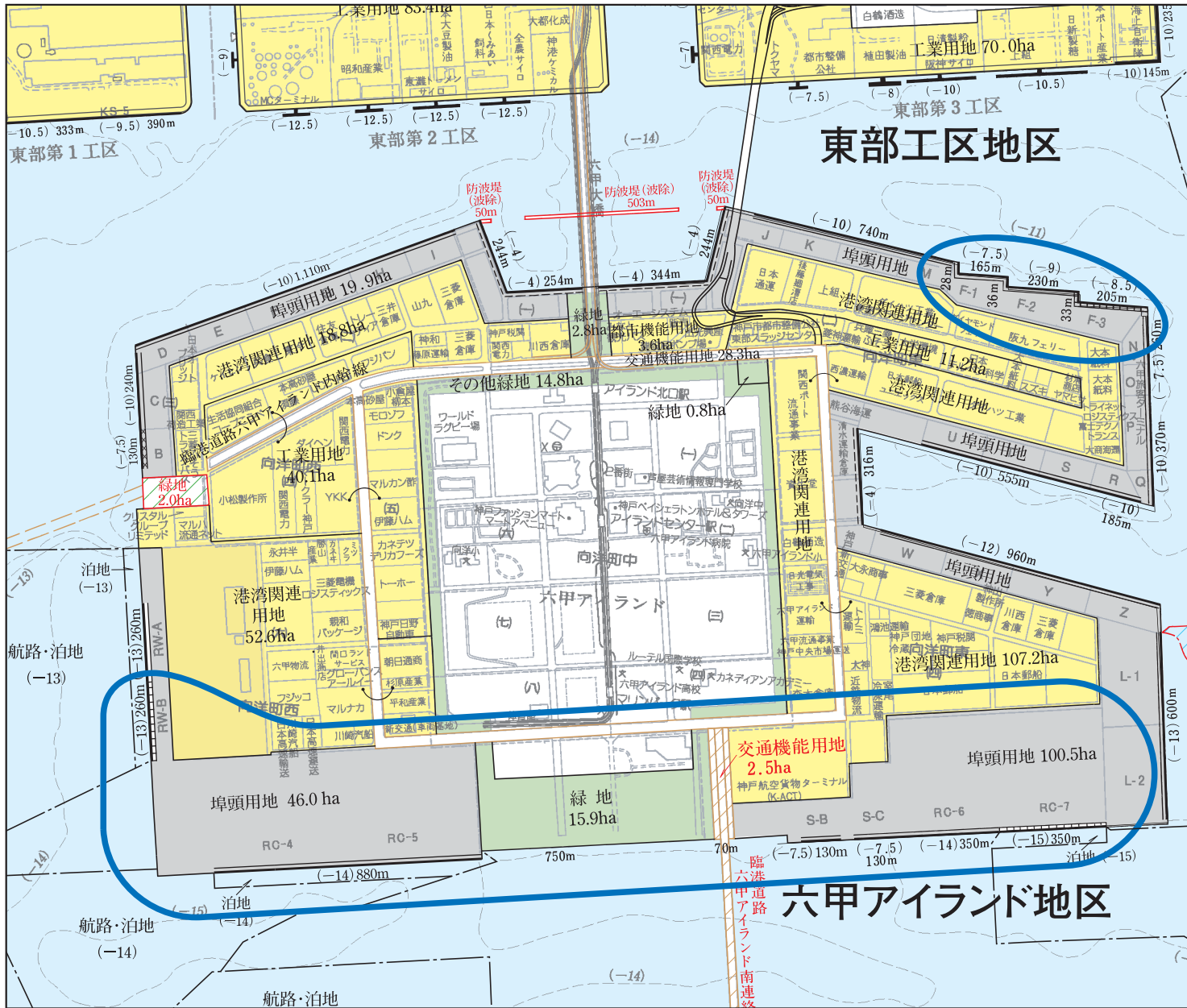
S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所

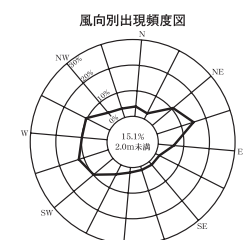
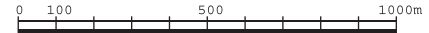
# 神戸港港湾計画図(案)

## 六甲アイランド地区

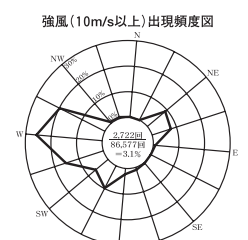


凡		例	
	航路	路地	(既設及び工事中)
	泊地	航路・泊地	(既定計画)
	外郭施設		(既設)
	公共岸壁		(既設)
	耐震強化岸壁		(既定計画)
	公共物揚場		(既設)
	埠頭用地		(既設)
	緑地		(既設及び工事中)
	緑地	(その他緑地)	(既定計画)
	緑地	(その他緑地)	(既設及び工事中)
	交通機能用地	(臨港道路)	(既定計画)
	交通機能用地	(その他道路)	(既設)
	その他の用地		(既設及び工事中)
	効率的な運営を特に促進する区域		

1:20,000



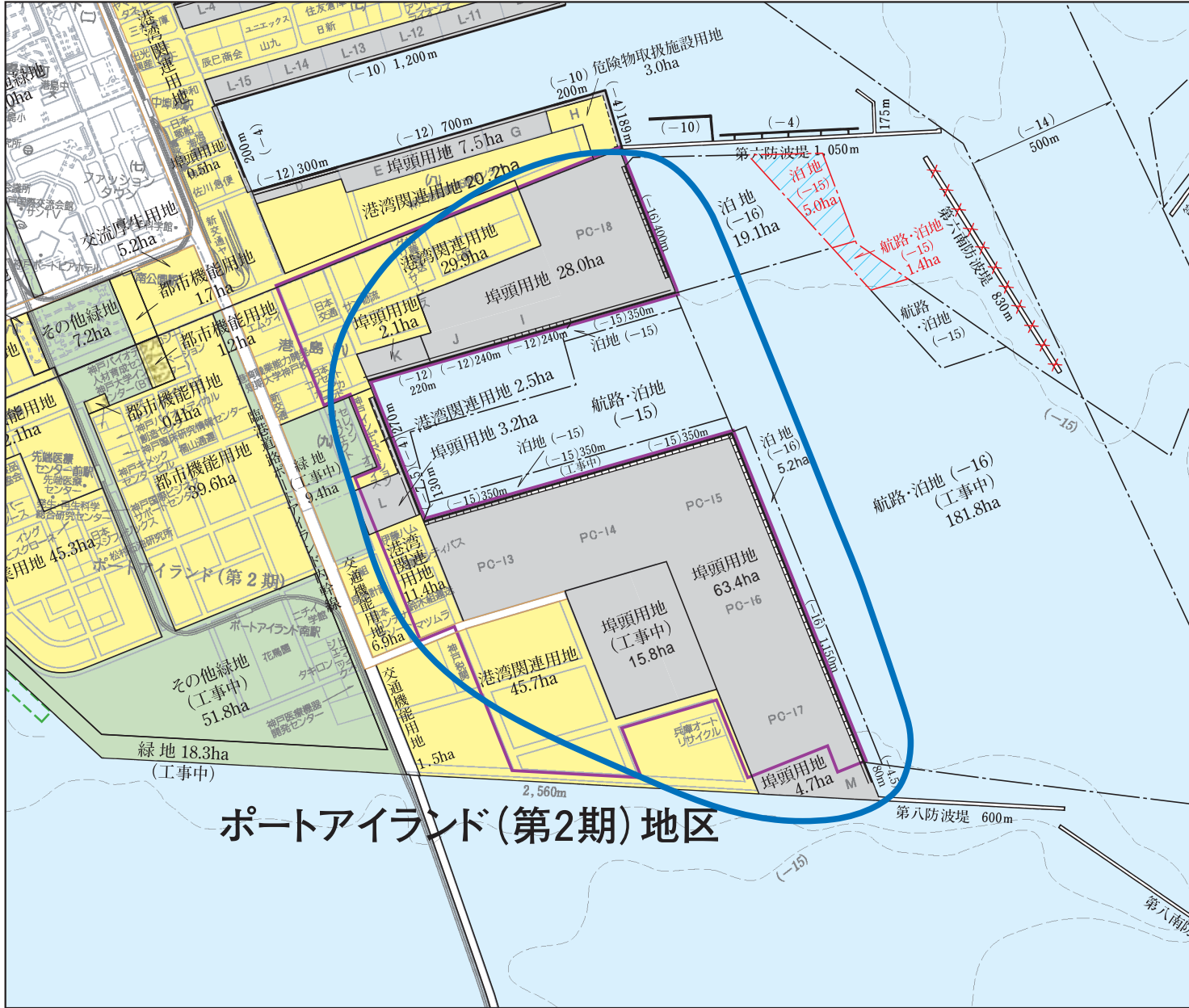
注) 観測測回数 86,577回  
2.0m未満出現回数 13,116回  
出現率 15.1%



注) 観測測回数 86,577回  
10m/s以上出現回数 2,722回  
出現率 3.1%  
(観測期間:1987年4月~1998年3月)  
欠測期間:1995年4月~1996年3月)

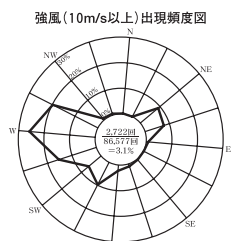
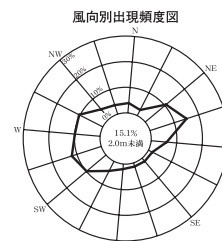
# 神戸港港湾計画図(案)

## ポートアイランド(第2期)地区

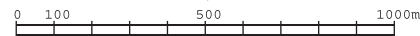


ポートアイランド(第2期)地区

凡		例
	航路	(既設及び工事中)
	泊地	(既定計画)
	航路・泊地	(既定計画)
	外郭施設	(既設)
	公共岸壁	(既設)
	耐震強化岸壁	(既設及び工事中)
	公共物揚場	(既設)
	ドルフィン	(既設)
	埠頭用地	(既設)
	緑地	(既設及び工事中)
	緑地 (その他緑地)	(既設及び工事中)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既設及び工事中)
	交通機能用地 (その他道路)	(既設)
	その他の用地	(既設及び工事中)
	撤去	
	効率的な運営を特に促進する区域	
	臨海部物流拠点の形成を図る区域	



1:20,000



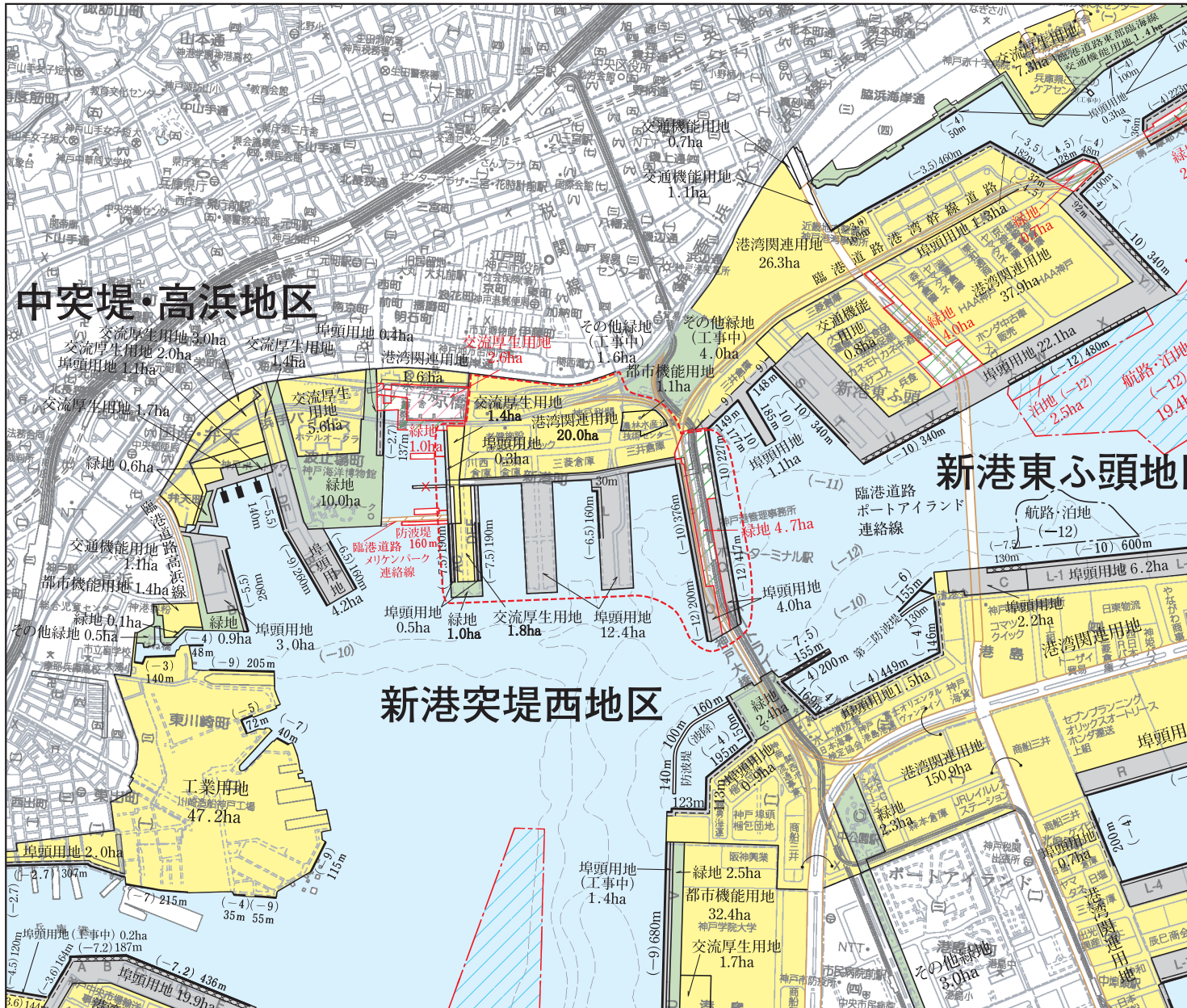
注) 観測回数 86,577回  
10m以上出現回数 2,722回  
出現率 3.1%  
観測期間: 1987年4月~1988年3月  
欠測期間: 1995年4月~1996年3月

注) 観測回数 86,577回  
10m以上出現回数 2,722回  
出現率 3.1%  
観測期間: 1987年4月~1988年3月  
欠測期間: 1995年4月~1996年3月



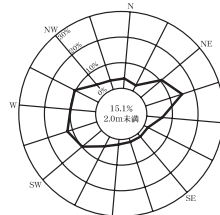
# 神戸港港湾計画図（案）

## 新港突堤西地区

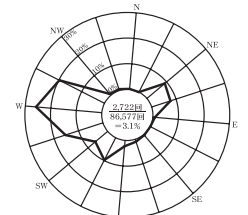


凡		例	
	航路・泊地	路地	(既設及び工事中)
	航路・泊地	路地	(既定計画)
	外郭施設		(既設)
	外郭施設		(既定計画)
	公共岸壁		(既設)
	耐震強化岸壁		(既設)
	物資補給岸壁		(既設)
	公共物揚場		(既設)
	専用岸壁		(既設)
	小型さん橋		(既設及び工事中)
	小型さん橋		(既定計画)
	埠頭用地		(既設及び工事中)
	緑地		(既設及び工事中)
	緑地		(既定計画)
	緑地 (その他緑地)		(既設及び工事中)
	交通機能用地 (臨港道路)		(既設及び工事中)
	交通機能用地 (臨港道路)		(既定計画)
	交通機能用地 (その他道路)		(既設)
	交通機能用地 (その他道路)		(既定計画)
	その他の用地		(既設及び工事中)
	その他の用地		(既定計画)
	撤去		
	利用形態の見直しの検討が必要な区域		
	海岸保全ライン (参考)		

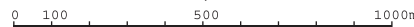
風向別出現頻度図



強風(10m/s以上)出現頻度図



1:20,000



注) 観測回数 86,577回  
10m以上出現回数 2,722回  
出現率 3.1%  
観測期間:1987年4月～1996年3月  
欠測期間:1995年4月～1996年3月

注) 観測回数 86,577回  
10m/s以上出現回数 2,722回  
出現率 3.1%  
観測期間:1987年4月～1996年3月  
欠測期間:1995年4月～1996年3月

第39回神戸港港湾審議会資料

# 神戸港港湾計画資料(案)

— 一部変更 —

平成 23 年 10 月

神戸港港湾管理者

神戸市

# 目 次

1. 変更理由 .....	1
2. 港湾の効率的な運営に関する事項 .....	2
3. その他重要事項	
3-1 利用形態の見直しの検討が必要な区域 .....	4
4. 環境の保全に関する資料 .....	5
5. その他の資料	
5-1 関係機関との調整 .....	6
5-2 地方港湾審議会委員名簿 .....	7

## 1 変更理由

- 1 民間の能力を活用し、港湾の一体的かつ効率的な運営の促進を図るため、六甲アイランド地区及びポートアイランド（第2期）地区に効率的な運営を特に促進する区域を計画する。
- 2 都心に近接した立地を活かし、「デザイン都市・神戸」にふさわしい都心ウォーターフロントとして、再開発を進めるため、新港突堤西地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

## 2 港湾の効率的な運営に関する事項

国際的な港湾間競争が激化する中、基幹航路の就航や産業競争力の維持拡大に資する港湾政策を進める必要性から、民間の視点による港湾運営の導入による港湾の一体的な運営効率化を促進するため、効率的な運営を特に促進する区域を計画する。

### 2-1 効率的な運営を特に促進する区域内的の港湾施設（行政財産）

効率的な運営を特に促進する区域のうち、法第55条第1項又は第4項の規定に基づき、以下の港湾施設（行政財産）について、港湾運営会社に対し貸付を行い、効率的な運営を特に促進する。

#### 【六甲アイランド地区】

岸壁1バース 延長350m RC-7

岸壁2バース 延長260m RS-B, C

（ただし、埠頭用地（24.8ha）を除く。）

岸壁1バース 延長260m RW-B

（ただし、埠頭用地（40.7ha）を除く。）

岸壁1バース 延長238m RF-3

（ただし、埠頭用地（6.4ha）を除く。）

#### 【ポートアイランド（第2期）地区】

岸壁3バース 延長1,150m PC-15（E）～17

岸壁3バース 延長1,050m（うち322mを除く）PC-13～15（N）

岸壁1バース 延長130m PI-L

（ただし、埠頭用地（64.4ha）を除く。）

岸壁1バース 延長400m PC-18（E）

岸壁1バース 延長350m PC-18（S）

岸壁2バース 延長480m PI-I, J

（ただし、埠頭用地（7.0ha）を除く。）

また、PC-18（E）は、平成32年3月末までは、改正前港湾法に基づく行政財産の貸付契約有）



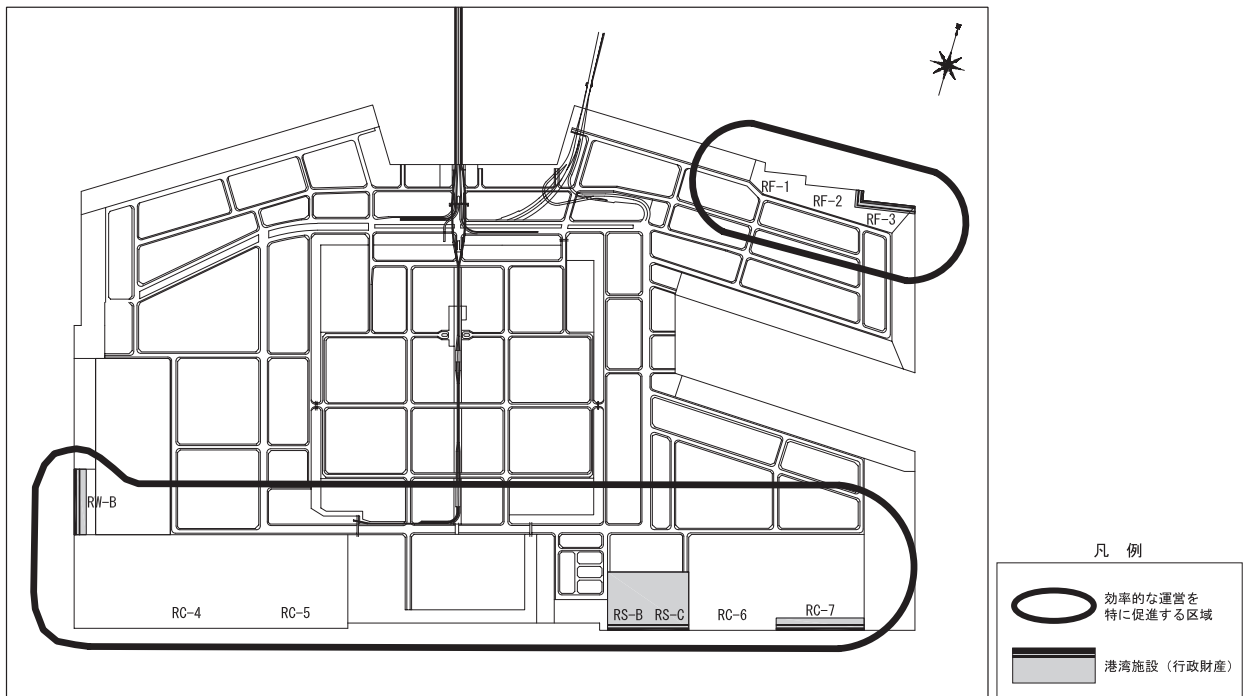


図 2-1 効率的な運営を特に促進する区域内の港湾施設（行政財産）位置図（六甲アイランド）

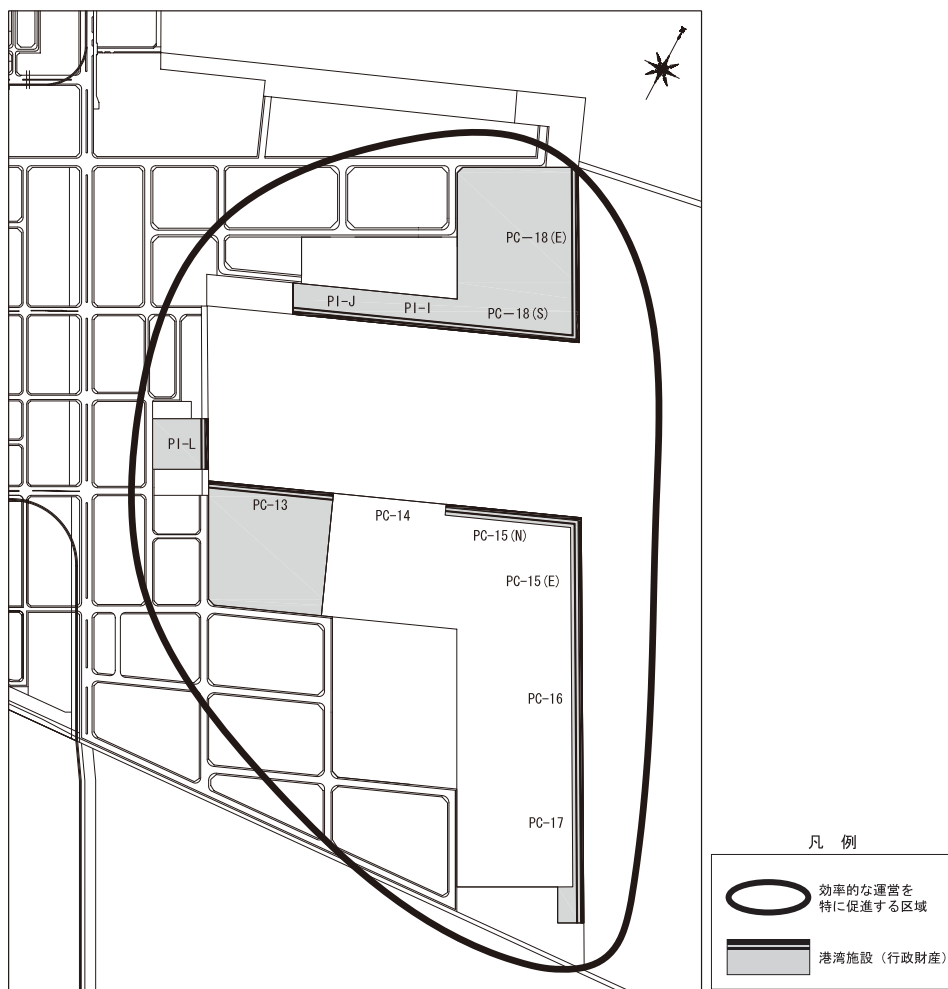


図 2-2 効率的な運営を特に促進する区域内の港湾施設（行政財産）位置図（ポートアイランド（第2期））

### 3 その他重要事項

#### 3-1 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区は、明治から大正にかけて整備された櫛型突堤であり、神戸港の発展に多大な貢献を果たしてきた。

現在も基部や突堤部では倉庫業が営まれ、また、クルーズ船やフェリーのターミナルとして活用されているが、コンテナリゼーションの進展や船舶の大型化による岸壁の大水深化に伴い、荷役の中心が沖合いへ展開していったことから、神戸都心に近接した立地特性を活かし、市民や観光客が憩える「都心ウォーターフロント」として再開発することとしている。

また、平成23年3月に、今後、20～30年後の将来の新港突堤西地区を中心としたエリアを対象に『「港都 神戸」グランドデザイン』を策定し、現在は『「港都 神戸」グランドデザイン』を実現させるため、その具体化に向け検討を進めている。

「デザイン都市・神戸」を具現化するリーディングエリアである新港突堤西地区において、今後、再開発の進捗に合わせ、必要に応じて土地利用を見直すこととから、利用形態の見直しの検討が必要な区域を次のとおり設定する。

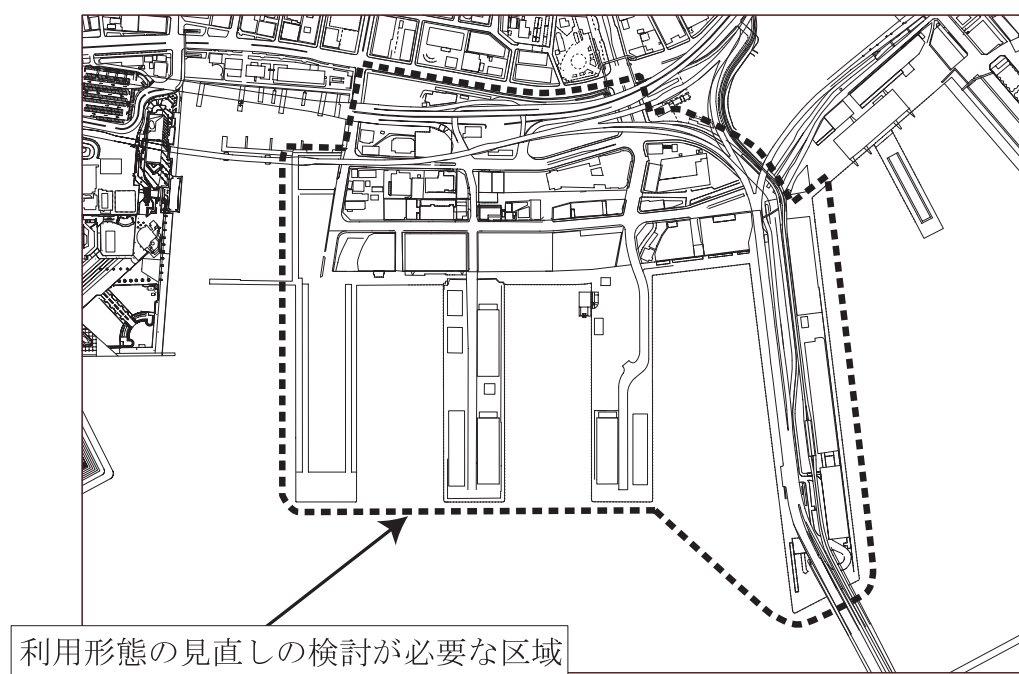


図3-1 利用形態の見直しの検討が必要な区域

#### 4 環境の保全に関する資料

今回の計画変更に伴う新たな負荷は無いことから、環境に及ぼす影響は無いと考えられる。

## 5 その他の資料

### 5-1 関係機関との調整

別紙参照

## 5-2 地方港湾審議会委員名簿

## 第19期神戸港港湾審議会委員名簿

順不同

区分	氏名	役職名
学識経験者 17名	宮下 國生	大阪産業大学教授
	加藤 恵正	兵庫県立大学教授
	原 潔	神戸商船大学名誉教授
	吉川 和広	京都大学名誉教授
	川島 毅	(社)日本港湾協会理事
	黒田 勝彦	神戸大学名誉教授
	金子 彰	東洋大学教授
	今西 珠美	流通科学大学教授
	毛海 千佳子	大阪成蹊短期大学准教授
	岩井 珠恵	ヴィジュアルデザイナー
	南部 真知子	(株)神戸クルーザー 代表取締役社長
	石橋 伸子	弁護士法人 神戸シティ法律事務所 弁護士
	細川 明子	公認会計士細川明子事務所 公認会計士
	孔 怡	(有)天怡 代表取締役 プロデューサー
	岩佐 光一朗	神戸市自治会連絡協議会会長
	原 仁美	神戸市婦人団体協議会会長
	丸山 清人	連合神戸地域協議会副議長
市会議員 6名	田路 裕規	神戸市会議員
	橋本 健	神戸市会議員
	沖久 正留	神戸市会議員
	松本 のり子	神戸市会議員
	藤川 泰輔	神戸市会議員
	松本 しゅうじ	神戸市会議員

区分	氏名	役職名
港湾関係者 11名	新 尚 一	神戸商工会議所副会頭
	長 田 庄 太 郎	神戸貿易協会副会長
	長谷川 陽 一	日本船主協会阪神地区船主会議長
	工 藤 泰 三	邦船社代表
	田 副 忠 亮	兵庫県港運協会会長
	須 藤 明 彦	神戸海運貨物取扱業組合理事長
	森 本 啓 久	兵庫県倉庫協会会長
	竹 口 信 和	大阪湾水先区水先人会会長
	増 田 常 男	全日本海員組合関西地方支部長
	吉 岡 幸 治	神戸港湾労働組合協議会議長
	犬 伏 泰 夫	神戸港埠頭株式会社代表取締役社長
関係行政機関の職員 5名	吉 本 知 之	兵庫県副知事
	上 総 周 平	近畿地方整備局長
	樋 口 由 幸	阪神港長
	和 田 昌 雄	神戸運輸監理部長
	田 中 万 平	神戸税関長